

JR 東日本エネルギー開発株式会社「(仮称)新白滝山風力発電事業  
計画段階環境配慮書」に対する意見について

令和5年11月14日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

本日、環境影響評価法第3条の6の規定に基づき、「(仮称)新白滝山風力発電事業 計画段階環境配慮書」について、JR 東日本エネルギー開発株式会社に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。

意見内容は別紙のとおり。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 山口県下関市及び長門市
- ・原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・出 力 : 最大77,400kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和5年 8月22日
環境大臣意見受理	令和5年11月16日
経済産業大臣意見	令和5年11月14日

問合せ先:電力安全課 一ノ宮、伊藤  
電話03-3501-1742(直通)

JR 東日本エネルギー開発株式会社「(仮称)新白滝山風力発電事業  
計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

対象事業実施区域の位置及び規模の検討や、風力発電設備及び附帯設備(以下「風力発電設備等」という。)の構造及び配置(以下「配置等」という。)の検討においては、現地調査を含めた必要な情報の収集及び把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、事業計画等に反映させること。

また、事業実施想定区域(以下「想定区域」という。)の大部分が、他の事業者が計画する風力発電事業の想定区域と重複していることから、当該事業者と事業計画に係る調整等を行い、方法書及びそれ以降の手續において適切な対象事業実施区域を設定した上で環境影響評価を実施すること。

(2) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避又は低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

(3) 事業計画の見直し

上記のほか、「2. 各論」により、本事業の実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(4) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等と調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

2. 各論

(1) 騒音に係る影響

想定区域の周辺には、複数の住居が存在していることから、稼働時における騒音による生活

環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」(平成29年5月環境省)及びその他の最新の知見等に基づき、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔を取る等により、騒音による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

#### (2) 風車の影に係る影響

想定区域の周辺には、複数の住居が存在していることから、稼働時における風車の影による生活環境への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、住居への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居から離隔を取る等により、風車の影による生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

#### (3) 水環境及び水生動物に対する影響

想定区域及びその周辺には、河川、沢筋、森林法(昭和26年法律第249号)に基づき指定された保安林等が存在しているほか、文化財保護法(昭和25年法律第214号)に基づく特別天然記念物及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。)に基づく国際希少野生動植物種に指定されているオオサンショウウオ等の重要な水生動物も確認されていることから、本事業の実施に伴う工事中の土砂及び濁水の流出等による水環境及び水生動物への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、土砂及び濁水の流出等による水環境及び水生動物への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、改変区域と河川及び沢筋の距離を確保するとともに、工事中の土工量を抑制し、かつ沈砂池の設置等を行い、土砂及び濁水の流出を最小限に抑えること等により、水環境及び水生動物に対する影響を回避又は極力低減すること。

#### (4) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、砂防法(明治30年法律第29号)に基づき指定された砂防指定地等が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。このため、関係機関等と調整の上、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川・沢筋等の自然環境へ

の影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、これらの結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討することにより、土砂の崩落又は流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を可能な限り抑制し、自然環境への影響を回避又は極力低減すること。

#### (5) 鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺では、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種に指定されているクマタカの生息が確認されているほか、ハチクマの渡り経路となっている可能性があることから、風力発電設備への衝突や移動の阻害等による鳥類への影響が懸念される。このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家等からの助言を踏まえ、鳥類への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避又は極力低減すること。

#### (6) 植物及び生態系に対する影響

想定区域及びその周辺には、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)に基づく自然環境保全基礎調査の第2回及び第3回調査(特定植物群落調査)において特定植物群落に選定されている「白滝山のツゲ群落」・「天井ヶ岳のモミ林」が存在するほか、同調査の第6回及び第7回調査(植生調査)において植生自然度が高いとされたヤブツバキクラス域自然植生、森林法に基づき指定された保安林等が存在しており、本事業の実施による植物及び生態系への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、植物及び生態系への影響について適切に予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路及び無立木地等を活用すること等により、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減すること。

#### (7) 人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

想定区域には、「白滝山及び登山道」・「天井ヶ岳及び登山道」が存在しており、本事業の実施に伴う直接改変による影響のほか、稼働時の騒音及び風車の影、景観変化等によるこれらの主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の状態、利用の状況等を把握した上で、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、事業の実施による影響を

回避又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の管理者、地方公共団体その他の関係機関、地域住民等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。